

越監告示第 23 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表する。

令和元年 12 月 2 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

記

- 1 監査対象及び執行期間
建設部 水道課（定期監査） 令和元年8月21日（水）～8月23日（金）

2 措置状況

表 題	給水停止業務について
監査の結果	<p><指摘事項></p> <p>料金滞納者に対する給水停止について、水道料金等滞納整理事務実施要綱第 7 条に係る執行通知書を送付したにもかかわらず、平成 30 年 12 月、平成 31 年 3～4 月において延べ 92 件が実施されていなかった。本業務が水道課の基本的業務であることに鑑み、事務繁忙に伴う建設部内での業務連携のあり方も含め、適切な事務処理に努められたい。</p>
措置の内容	<p>指摘事項について、公平性、収納率向上の観点から、市水道料金等滞納整理事務実施要綱に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。また、事務繁忙期の部内連携については、水道課の業務手順書に、必要時には建設部部内会議にて協議し対応する項目を追加し、一連の事務が滞ることのないよう努めてまいります。</p>